

監査第31号
平成30年9月7日

三重県知事 鈴木英敬様

三重県監査委員 山口和夫

三重県監査委員 濱井初男

三重県監査委員 石田成生

三重県監査委員 内田典夫

平成29年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）の
審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条
第1項の規定に基づき、平成30年7月31日付け総務第07-58号で審査に付された、
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、
別紙のとおり意見書を提出します。

平成 29 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

1 審査の概要

平成 29 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）の審査にあたっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼をおき、審査を行った。

2 審査の結果

（意 見）

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められ、資金不足は発生していない。

記

【資金不足比率】

会 計 名	平成 29 年度	(参考) 経営健全化基準
水道事業会計	－%	20%
工業用水道事業会計	－%	20%
電気事業会計	－%	20%
病院事業会計	－%	20%

（注）各会計の資金不足比率は、資金剩余（黒字）であることから算定されない。